

## 第11節 手話言語条例推進のための取組

ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことのできる社会の実現に寄与するため、令和5年4月、福岡県手話言語条例が施行されました。これに基づき、手話を使用しやすい環境を整備するため、以下の取組を進めます。

### 【条例のポイント】

#### 1 手話を学ぶ機会の確保等

- ・聴覚障がいのある人が、乳幼児期から、家族等とともに手話を学ぶ機会の確保
- ・聴覚障がいのある児童等が通学する特別支援学校等の教職員の手話習得、技術の向上

#### 2 手話通訳者養成等

- ・手話通訳者やその指導者の養成、確保

#### 3 手話の理解促進

- ・手話の理解促進を図るための啓発

#### 4 相談支援の取組

- ・聴覚障がいのある人及びその家族等に対する、乳幼児期からの切れ目ない相談支援体制の整備

### 1 手話を学ぶ機会の確保について

#### (1) 聴覚障がいのある人が、乳幼児期から、家族等とともに手話を学ぶ機会の確保

- ・聴覚特別支援学校等の乳幼児教育相談の更なる充実を図るため、地域における保健、医療、福祉の関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・きこえない、きこえにくい乳幼児とその家族等が親子で手話や円滑なコミュニケーション方法を学ぶ教室を開催するとともに、きこえない、きこえにくい乳幼児とのかかわり方等について相談対応を行います。

#### (2) 聴覚障がいのある児童等が通学する特別支援学校等の教職員の手話習得、技術の向上

- ・聴覚特別支援学校等の聴覚障がい教育の専門性向上のため、免許法認定講習の充実など聴覚障がい者に関する教育の領域を定めた免許状（以下

「免許状」という。)の保有率を高める取組の実施や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、福岡県教育センター等における研修の受講促進を図るとともに、免許状を有し、専門性の高い教員等の配置・異動の工夫や、人事交流等により、難聴児への切れ目ない支援が実現できるよう配慮します。

- ・ 特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実を図ります。
- ・ 地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。

## 2 手話通訳者養成等について

手話通訳者やその指導者の養成、確保

- ・ 聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、聴覚障がいのある人の理解力に応じた手話や要約筆記ができる手話通訳者・要約筆記者を養成するための研修を実施します。
- ・ 聴覚障がいのある人の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣等を可能とするため、認定試験に合格した手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施します。

## 3 手話の理解促進について

手話の理解促進を図るための啓発

- ・ 県民への手話の理解促進を図るため、県の広報媒体を活用して、条例の趣旨を広く周知するとともに、研修会や講演会を開催します。
- ・ 地域における手話への理解が進むよう、医療機関、療育機関及び教育機関や当事者、聴覚分野や言語発達に詳しい言語聴覚士等、多様な関係者で組織した実行委員会において、日常的な連携や情報交換を行います。

## 4 相談支援の取組について

乳幼児期からの切れ目ない相談支援体制の整備

- 乳幼児聴覚支援センターにおいて、言語聴覚士等の専門員が子どものきこえに不安を持つ保護者などからの相談に対応し、保護者等の不安軽減に努めます。
- 家族等からの相談等に対して、関係機関と連携しながら、乳幼児期から学齢期まで適切な支援を行います。
- 福岡県聴覚障害者センターにおいて、聴覚障がいのある方などからの相談に対応し、支援に努めます。